

サラリーマンの奥さんは

『国民年金の手続が必要です。』

サラリーマンの奥さんは、
「第3号被保険者」に

昭和61年4月に新しい年金制度がスタートし、20歳以上60歳未満の方は、学生や老齢年金をうけている一部の方を除いて、全員が国民年金に加入することになりました。

このうち、サラリーマンの奥さんは「第3号被保険者」という資格で国民年金に加入します。

第3号被保険者の保険料はご主人の加入している厚生年金や共済年金がまとめて負担するので、自分で納める必要はありません。しかし、第3号被保険者である旨を届け出て認定をうける必要があります。

第3号被保険者の届出は、
2年以上さかのぼることはできません。

例えば、昭和61年の4月の時点で第3号被保険者に該当しているのに、そのことを届出せず放置している人の場合、今年（63年）7月までに届出を行わないと、保険料を滞納していたものとみなされます。

この結果、将来年金を受給する時、年金額の算定などで不利益になります。

「サラリーマンの奥さん」
こんな時は、届出が必要です。

第3号被保険者の届出をした奥さんが、勤めに出始め厚生年金等に加わったとき。
あるいは、ご主人が勤めを辞めたり、勤務先が変わったと

きは必ず届出てください。
この届出を忘れると、将来年金を受けられなくなりますから、十分注意してください。

国民年金の保険料を
納め忘れていませんか。

国民年金の保険料を納め忘れたままにしていると、万一の事故のとき、障害基礎年金や遺族基礎年金などが受けられなくなります。

こればかりでなく、65歳からの老齢基礎年金さえも受けられないこともあります。
もし、納め忘れの保険料があれば、すぐ納入しましょう。

児童手当の
支給範囲が拡大

請求の手続受付中

昭和63年4月1日から児童手当の支給範囲が変わります。次に該当する人は福祉事務所、及び各支所で請求手続をしてください。請求の手続は1月4日から受付しています。

◎児童手当該当者

- ① 18歳未満の児童2人を養育している方で、第2子が昭和57年4月2日から昭和58年4月1日までの間に誕生している場合。
- ② 18歳未満の児童を3人以上養育している方で、第2子が昭和57年4月2日から昭和58年4月1日までの間に誕生している場合。
- ③ 18歳未満の児童を2人以上養育している方で、第2子以降の児童が、15歳未満で病弱、発育不完全等のため就学が困難と認められている場合。
- ④ その他、第2子が昭和58年4月2日以後に誕生しているのに、まだ、請求の手続をしていない方。また、第3子以降の児童が昭和53年4月2日以後に誕生しているのに、まだ、請求手続をしていない方。

をしていない方。また、第3子以降の児童が昭和53年4月2日以後に誕生しているのに、まだ、請求手続をしていない方。

◎児童手当の額

- ・ 第2子に対する手当は月額2、500円です。
- ・ 第3子以降の手当は1人につき月額5、000円です。

詳細についての問合せは福祉事務所庶務係内線111へ。

中国残留日本人孤児の
資料をお見せします

厚生省は、昭和56年3月から昭和62年3月まで実施した中国残留日本人孤児の訪日調査に参加した孤児のうち、未だに身元の判明していない孤児に関する資料を公開します。

「まだ見ぬ肉親を求めて・身元未判明中国残留日本人孤児名鑑」を、お見せします。

閲覧を希望される方は、福祉事務所社会係（☎内線113）又は市立図書館に置いてあります。

昭和63年度

山口県立盲学校
入学案内

1、募集について

(イ) 募集学科

普通科・保健医療科・専攻科理療科

(ロ) 応募資格

① 中学校卒業以上の学力のある者

② 矯正視力0.3未満の者、又は高度な視覚障害のある者（年齢に制限はない）

2、出願について

(イ) 出願期間

昭和63年2月1日から2月13日まで

(ロ) 提出書類

① 入学願書 ② 調査書 ③ 診断書 他

3、学力検査について

○ 検査日時及び場所
昭和63年3月3日
9時から16時まで本校

4、合格発表

3月5日(土) 10時

本校玄関前

なお、応募資格、提出書類、検査内容などくわしいことについては、盲学校に問い合わせ下さい。

山口県立盲学校

☎(0832)32-1431

〒751 下関市幡生町

1丁目1-22